平成２８年（フ）第６７９号
大阪府高槻市紺屋町１番１号グリーンプラザ１号館４階（406－２）、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市紺屋町１番１号グリーンプラザ１号館302号
破産者　有限会社グッドランド
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
岡山県真庭市下呰部886番地第18―105号
破産者　奥田　　守
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
山口県岩国市室の木町１丁目１番32号
破産者　岩国大成株式会社
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市日野町19番地１、前住所愛知県岡崎市竜美東３丁目５番地７　竜美東ＳＫＹＨＩＬＬＳ３－Ｃ
破産者　内門　修一
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
静岡県静岡市葵区西瀬名町８番20―203号、開始決定時の住所山梨県笛吹市御坂町二之宮2023番地５
破産者　中山　壽雄
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条2945番地６
破産者　原田　昌幸
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４５号
大阪府八尾市八尾木北１丁目76番地
破産者　砂坂　涼子
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５１８号
大阪府大阪市天王寺区南河堀町１―15サンシティ天王寺401、開始決定時の住所大阪府大阪市淀川区西中島１丁目11番23号
破産者　前川真一こと　川端　秀一
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９８３号
大阪府池田市井口堂１丁目７番９号　藪田澄子方、住民票上の住所大阪市西区新町２丁目15番10―406号
破産者　Ｏ―ＧｒｏｔｔａことＧｉｕｓｅｐｐｅ　Ｄｅｓｉｇｎこと　武田　典久
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７６号
大阪府阪南市貝掛63―３シーサイド貝掛Ｂ棟110号室、住民票上の住所大阪府阪南市石田281番地の６
破産者　中村　　洋
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
徳島県吉野川市山川町前川213―78、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町上浦485番地
破産者　山口　浩史
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８６号
徳島県徳島市福島２丁目２番４号
破産者　山内　義晴
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２１号
福岡県久留米市山川町1217番地１　スクエアⅢ107号
破産者　今井　千春
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２２３号
福島県郡山市安積町長久保５丁目１番地の１レオネクストヴィクトワールⅢ115号、開始決定時の住所福岡県久留米市合川町395番地１アザレアハイツ江崎306号
破産者　西山雄一郎
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４７５号
札幌市豊平区美園11条６丁目３番32―101号
破産者　田邊　太一
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１３号
北海道白老郡白老町字竹浦196番地１、開始決定時の住所北海道沙流郡日高町富川東４丁目４番32号
破産者　小野　孝行
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７３号
埼玉県加須市東栄１丁目１番３号　東栄マンション202
破産者　長澤　純一
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
埼玉県深谷市岡2807番地
破産者　中原　　平
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部